

2021年6月11日

各位

神奈川県川崎市高津区坂戸 3-2-1
オンコセラピー・サイエンス株式会社
代表取締役社長 朴 在賢
(コード番号 4564 東証マザーズ)
(問い合わせ先) 管理本部長 木村 謙二
電話番号 044-820-8251

ストックオプション(新株予約権)の発行条件等に関するお知らせ

当社は、2021年6月11日の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2020年6月24日開催の当社の第19回定時株主総会の決議に基づき、ストック・オプションとしての新株予約権の具体的な発行内容について、下記のとおり決議致しましたのでお知らせいたします。

記

第1. 新株予約権の発行要領

下記に(1)として記載するものは第32回新株予約権、(2)として記載するものは第33回新株予約権の内容となります。なお、(1)及び(2)の記載のないものは、双方に共通の内容となります。

- | | | |
|---|----------------------------|--|
| 1 | 新株予約権の割
当者の人数及びそ
の内訳 | (1) 当社取締役 6名
当社監査役 3名
当社従業員 66名
(2) 子会社取締役 1名 |
|---|----------------------------|--|
- 当社が63.64%出資する連結子会社の取締役であり、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として割当てを行うものです。
- | | | |
|---|-----------------------------|---|
| 2 | 新株予約権の目
的となる株式の種
類及び数 | 当社普通株式 100株
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。 |
|---|-----------------------------|---|

- 3 発行する新株予約権の総数 (1) 18,000 個
(2) 1,000 個
ただし、上記の総数は割当て予定数であり、引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その新株予約権の総数を以て発行する新株予約権の総数とする。
- 4 新株予約権の払込価額 金銭の払込みを要しないものとする
- 5 新株予約権の権利行使期間 2023年6月16日から2031年6月10日まで
- 6 新株予約権の行使の条件 ① 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員（顧問、相談役含む。）の地位を有している、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していることを要す。ただし、当該地位の喪失又は当該協力関係の解消の前に、取締役会により特例として権利行使を認める旨の承認のなされた場合はこの限りでない。
② 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者が死亡時において上記①に定める規定により権利を行使する条件に該当していない場合を除き、本新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができる。ただし、当該権利承継者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を承継しないものとする。
③ その他権利行使の条件は、第19回定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 7 新株予約権行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当りの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。
行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権を割り当てる日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。
なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- | | | |
|----|--------------------------------|---|
| 8 | 新株予約権の行使により株券を発行する場合に増加する資本金の額 | ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。 |
| 9 | 新株予約権の取得に関する事由 | ① 新株予約権者が上記 6 新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 |
| 10 | 新株予約権の譲渡制限 | 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 11 | 組織再編行為時における新株予約権の取扱い | 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 |
| 12 | 新株予約権の割当日 | 2021年6月15日 |

第2. 特に有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社及び当社関係会社の取締役、従業員、監査役に対し、ストック・オプション(新株予約権)を発行するものです。

【ご参考】

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 2020年5月22日 |
| (2) 定時株主総会の決議日 | 2020年6月24日 |

上記のとおり、本開示に係る新株予約権の発行については、2020年5月22日開催の取締役会において同日開

示済の「公認会計士等の異動に関するお知らせ」「資本金の額の減少に関するお知らせ」とともに、2020年6月24日開催の当社第19回定時株主総会上程議案として決議され、同年6月5日発送ならびに6月6日開示済の株主総会招集通知、2020年6月24日提出有価証券報告書等には反映されておりますが、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づく適時開示がなされていないことが判明しました。事後での開示となりましたことを株主、投資家をはじめとする関係者の皆様にお詫び申し上げます。なお、2021年3月期及び2022年3月期の業績には影響はございません。

2020年6月24日開催の当社第19回定時株主総会においてご承認いただいた事項の概要は、上記「第1. 新株予約権の発行要領」の他、次のとおりです。

当社は、取締役報酬額については、2004年6月29日の株主総会において年額150,000,000円以内、監査役報酬額については、2001年4月6日の臨時株主総会において年額30,000,000円以内とする旨承認されておりますが、これとは別枠にて、取締役、監査役に対し報酬等として新株予約権を付与するものといたします。また、発行する新株予約権の総数は85,000個を上限とし、当社取締役等に付与する新株予約権は40,000個（うち社外取締役分は20,000個）、監査役に付与する新株予約権は6,000個（うち社外監査役分は4,000個）をそれぞれ上限といたします。

以 上